

合併協議会だより



美山町構造改善センター



高富公民館



伊自良南小学校体育館

郡内19箇所で、「山県郡3町村の合併に関する住民説明会」が開催されました。

CONTENTS

- 第13回合併協議会の報告2ページ
3町村合併に関する質問・要望 ...3ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL.058(23)100 FAX.058(23)101
E-mail info@gappei-tim.jp
U R L http://www.gappei-tim.jp

第13回 合併協議会の報告

九月二日、高富町役場庁舎三階大会議室において、第十三回高富町・伊自良村・美山町合併協議会が開催されました。

はじめに、会長のあいさつがありました。

そして、会長から新市名称名付け親大賞に当選された草野義正さんに、十万円の商品券が贈呈されました。



その後、報告及び議案の審議に入りました。

報告事項

報告第二十二号

合併協議会設置以降の経緯と合併までの主なスケジュール

| 年 月 | 事 項 |
|----------|--|
| 平成13年 8月 | 合併協議会設置 【合併協議会の開催】 平成13年 8月13日 第 1回合併協議会 9月 3日 第 2回合併協議会 10月 1日 第 3回合併協議会 11月 1日 第 4回合併協議会 平成14年 1月10日 第 5回合併協議会 2月 1日 第 6回合併協議会 3月 1日 第 7回合併協議会 4月 1日 第 8回合併協議会 5月 1日 第 9回合併協議会 6月 3日 第10回合併協議会 7月 1日 第11回合併協議会 8月 1日 第12回合併協議会 9月 2日 第13回合併協議会 |
| 平成14年 7月 | 新市建設計画の岐阜県知事との協議終了 |
| 平成14年 8月 | 新市建設計画の最終承認(第12回合併協議会) |
| (以下は予定) | |
| 平成14年 9月 | 合併協定調印 3町村議会の議決(廃置分合、財産処分、議員定数、議員の在任特例、農業委員の任期) |
| 平成14年10月 | 3町村長から岐阜県知事に廃置分合の申請 岐阜県知事による総務大臣との市制施行協議 |
| 平成14年12月 | 岐阜県議会の議決 岐阜県知事による廃置分合(市制施行)の決定 |
| 平成15年 1月 | 岐阜県知事から総務大臣への届出 |
| 平成15年 2月 | 総務大臣による告示 |
| 平成15年 4月 | 山県市の誕生 |

今後のスケジュール等について

昨年八月に合併協議会が設置されてからの経緯と、今後の三町村合併の主なスケジュールについて報告されました。詳しくは、左表をご覧ください。

協議事項

協議第四十二号

合併協定書案について

三町村が合併に向けて協議してきた二十一項目にわたる事項を整理した合併協定書(案)が提案され、原案

のとおり承認されました。さらに、この合併協定書に基づいて、高富町、伊自良村及び美山町の三町村で合併することが最終的に確認されました。

3町村合併に関する 質問・要望

①

ここでは、山県郡三町村の合併に関する住民説明会において、重点的にご説明した事項や、住民の皆さまから頂いたご質問やご要望などのうち、いくつかをお知らせします。

また、現美山町中央公民館敷地内に、引き続き「山県市西武芸出張所」を設置します。

Q 新市の名称は「山県市」に決定されましたが、「山県」という地名は、歴史的にはいつから使われているのですか？

Q 現在の高富町役場は「山県市役所」となりませんが、伊自良村役場と美山町役場はどうなるのですか？

A 新市において、伊自良村役場は「山県市伊自良支所」、美山町役場は「山県市美山支所」となります。

Q 新市において、住所はどのように表記されますか？

A 新市において、住所は次の例のように表記されます。

例

〔現在〕

岐阜県山県郡高富町高木 一〇〇〇一
岐阜県山県郡伊自良村大門 九二二四
岐阜県山県郡美山町谷合 一三五八一

〔新市〕

岐阜県山県市高木 一〇〇〇一
岐阜県山県市大門 九二二四
岐阜県山県市谷合 一三五八一



Q 新市において、住民税や固定資産税などはどうなるのですか？

A 三町村が合併して市に

なったからといって、基本的に税金が高くなることはありません。

現在、高富町、伊自良村及び美山町がそれぞれ賦課している地方税には、住民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税などがあります。これら地方税の税率については、三町村とも標準税率を用いており、同一です。

新市において、これら地方税は、市税として現行のとおり(現在の三町村の制度のまま)とすることが決まりました。

また、合併時に都市計画税等の新たな税を創設しないことも決まりました。

* 国民健康保険税については、調整方針が異なりますので、合併協議会だより第十一・十二号もしくはホームページをご覧ください。

のですか？

A 現在、高富町と伊自良村は五歳に満たない児童を対象に、美山町は出生の日から六歳に達した日以降における最初の三月三十一日までの児童を対象に、乳幼児医療費の助成を実施しています。

新市において乳幼児医療費の助成は、出生の日から小学校就学前(六歳に達した日)以降における最初の三月三十一日まで(の児童を対象に)実施されます。

Q 新市において、地域情報化はどうなるのですか？

A 現在、高富町だけが有線テレビ事業を実施していますが、市の全域で有線テレビ事業を実施できるように順次整備を進めます。

また、幹線の光ファイバー化により、デジタル

Q 新市において、乳幼児医療費の助成はどうなる

山県郡3町村の合併に関する
住民説明会参加人数

| 日時 | 会場 | 参加人数 |
|-------|-------------|-------|
| 8月20日 | 北山地区公民館 | 44 |
| 8月21日 | 葛原地区公民館 | 64 |
| 8月22日 | 谷合地区公民館 | 46 |
| 8月23日 | 構造改善センター | 69 |
| 8月26日 | 高富町役場 | 59 |
| 8月27日 | 高富公民館 | 29 |
| 8月28日 | 高富公民館 | 28 |
| 8月29日 | 乾地区公民館 | 55 |
| 8月30日 | 富波地区公民館 | 59 |
| 9月 2日 | 美山町中央公民館 | 73 |
| 9月 3日 | 伊自良南小学校体育館 | 109 |
| 9月 4日 | 伊自良北小学校体育館 | 76 |
| 9月 6日 | 梅原公民館 | 59 |
| 9月 9日 | 高富町役場 | 70 |
| 9月10日 | 富岡公民館 | 56 |
| 9月11日 | 高富公民館 | 56 |
| 9月12日 | 高富公民館 | 52 |
| 9月13日 | 桜尾公民館 | 70 |
| 9月17日 | 大桑多目的研修センター | 77 |
| 計 | 19箇所 | 1,151 |

対応や高速インターネットの利用が可能になりま

Q 合併期日である平成十五年四月一日に、もし三町村の人口が三万人を下回った場合でも「市」になれるのですか？

A 「市」になることができます。なぜなら、人口については、地方自治法の規定

により最近の国勢調査の結果を使用することになっており、合併時における最近の国勢調査とは、平成十二年国勢調査で、その調査人口は三〇、九五一人となっているからです。

(注) 合併特例法の規定により、平成十六年三月三十一日までに合併する市町村は、人口三万人以上の要件のみで市になることができます。

3町村の人口

| 町村名 | 人口 |
|------|---------|
| 高富町 | 18,795人 |
| 伊自良村 | 3,287人 |
| 美山町 | 8,869人 |
| 合計 | 30,951人 |

平成12年国勢調査

Q 三町村が合併すると、町村長、助役、収入役などの特別職の職員が削減されるのは分かります

が、一般職の職員はどうなるのですか？

A 現在の三町村の一般職の職員は、合併特例法の規定により新市の職員としてそのまま引き継がれることとなります。職員数については、新市において定員管理適正化計画を策定し、定数の削減に向けて努力していくこととなります。

Q 新市において、財産区はどうなるのですか？

A 現在山県郡には、高富町に高富財産区、美山町に葛原財産区、谷合財産区、北武芸財産区、青波財産区、富永財産区、乾財産区、富波区、乾財産区が合せて七つの財産区があります。これらの財産区有財産は、合併後もそのまま財産区有財産として存続することになります。

会議録等を閲覧できます
合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村または美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しください。

編集後記

秋も深まりつつあります。この時期は、山の幸、海の幸と盛りだくさんです。考えるだけで、幸せです。

十月は、高富町の「ふるさと栗まつり」や美山町の「ふるさとまつり」など、県内でもお祭りがたくさん開催されます。ぜひ、近くの祭りに出かけたいのはいいかと思いますが、地元の美味しい特産品もたくさん出てますし、お祭りも楽しいですよ!!

(三)



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

合併協定書

平成14年9月

高 富 町
伊 自 良 村
美 山 町

1 合併の方式

山県郡高富町、同郡伊自良村及び同郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の目標期日は、平成15年(2003年)4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、山県市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。
現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

5 財産及び債務の取扱い

- (1) 3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数は22人とする。
- (3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

- (1) 個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。
- (3) 固定資産税の納期については、美山町の例により調整する。
- (4) 軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (4) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (5) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。

11 条例、規則等の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備する。

12 事務組織及び機構の取扱い

新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

「新市における組織・機構の整備方針」

- (1) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。
- (2) その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

- (4) 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。

14 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

15 公共的団体等の取扱い

【公共的団体】

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

【土地開発公社】

- (1) 伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。
- (2) 高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。

- (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

17 町、字の区域及び名称の取扱い

町、字の区域及び名称については現行のとおりとする。

18 慣行の取扱い

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- (3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれ

れの地域の踊りとする。

- (4) 市のキャラクター・マ・ク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- (5) 伊自良村のキャラクター・マ・ク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクター・マ・ク及びキャッチフレーズとする。
- (6) 共同声明については、新市において検討する。

19 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- (1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。
- (3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

20 各種事務事業の取扱い

20 1 自治会関係事業

- (1) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- (2) 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く（高富地域5、伊自良地域2、美山地域7）。
- (3) 自治会連合会事業については新市において調整する。

20 2 防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

20 3 地域情報化関係事業

有線テレビ放送については、情報インフラの整備(幹線の光ファイバー化・デジタル対応等)を図り、双方向通信に対応すると共に、当該システムを市域全域に拡大し、新市の地域情報化を推進する。

20 4 総合交通関係事業

高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- (1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日

も運行する。

- (2) 料金体系については、3 区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3 種類とする。
- (3) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

20 5 国民健康保険事業

【保険税賦課関係】

- (1) 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合(均等割額、平等割額)が、45%以上55%未満となるよう調整する。
- (2) 平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。
- (3) 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。
- (4) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。
- (5) 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。

【保険給付・助成関係】

- (1) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。
- (2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- (3) 葬祭費については、50,000円とする。
- (4) 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。
- (5) 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。
- (6) 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。

20 6 福祉関係事業

【保育料】

- (1) 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。
- (2) 延長保育料は、高富町の例による。

【福祉医療費助成事業】

- (1) 乳幼児医療費助成事業については、新市において、対象者を小学校就学前(6歳に達した日以降における最初の3月31日)までの児童とし実施する。
- (2) 重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人医療費助成事業、69歳老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業(伊自良村単独事業分を除く。)については、新市において県の補助基準により実施する。
- (3) 母子家庭等医療費助成事業における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成事業については、廃止する。

【高齢者福祉事業】

- (1) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (2) 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。
- (3) 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。

20 7 保健・環境関係事業

【保健関係事業】

- (1) 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。
- (2) 各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

【環境関係事業】

- (1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。
- (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。

20 8 産業・建設関係事業

【小口融資制度】

小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。

【公営住宅】

公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとする。

【都市計画】

都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。

20 9 上・下水道関係事業

【上水道事業】

- (1) 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。
- (2) 水道臨時使用料金については、高富町の例による。
- (3) 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- (4) 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。
- (5) 新市において、上水道又は簡易水道の使用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受け

る場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。)

- (6) 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納する。

【下水道事業】

- (1) 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。
- (2) 新規加入負担金については、高富町の例による。

20 10 学校教育関係事業

【通学区域】

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとする。

【中学校生徒派遣事業】

- (1) 中学校生徒派遣事業については、平成15年度は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成16年度以降は新市において調整する。
- (2) 新市においては、現行の伊自良中学校修学旅行を中学校生徒派遣事業として位置付けるものとする。

20 11 社会教育関係事業

海外派遣事業については、新市に引き継ぎ、その内容については新市において調整する。

20 12 その他協議が必要な事業

【公共施設の名称等】

- (1) 公共施設の名称については現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称となるよう調整する。
- (2) 公共施設の供用時間等については現行の運営方法を基本とし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて統一するよう調整に努めるものとする。

【個人への補助金等】

- (1) 個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整する。
- (2) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。
- (3) 3町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

21 新市建設計画に係る事項

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

「新市まちづくり計画」は省略